

# RIS FAX

発行人 藤田貴也  
編集長 小島敬人<https://risfax.co.jp/>

(株) 医薬経済社

103-0023

東京都中央区日本橋本町

4-8-15 ネオカワイビル

TEL 03(5204)9070

FAX 03(5204)9073

●(C)当社の許可なく複写することを固くお断りします●

## “病院船法”成立、災害輸送の選択肢に

### 自民党・津島議員 航路確保、医薬品配送を「再検討すべき」

国会で数十年にわたり検討されてきた災害時に“病院船”の運用を実現させる法律が11日に成立し、製薬業界の関与も含めた具体化の段階に近づいている。今回の法律は、国や関係機関などに病院船を保有するよう求め、災害時に「陸上では抱えきれない医療」を補完するだけでなく「不足している医薬品や医療機器、人材の運搬」などの役割も担わせるもの。超党派での法案提出を調整した自民党の津島淳衆院議員は本紙取材に対し、陸路での物資運搬に苦慮した東日本大震災の経験が「原点」とし、今後は船による医薬品輸送が「災害時の対応のツールのひとつとなる」と述べた。

成立したのは「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備に関する法律」。政府内に、首相をトップとする「船舶活用医療推進本部」を新たに設置、国や関係機関などが船舶を保有する方針などを盛り込む。役割のひとつに「必要な医薬品、医療機器そのほかの物資を確保する」と明記。病院船という文言を用いず「船舶」と表現しているのも「病院機能に特化するだけでなく、物資運搬も含めて被災地の住民に幅広く役立つ船」（津島議員）との意味合いだ。3年以内に施行する。

津島議員は、東日本大震災では「人や医薬品などを被災地にどう運ぶかということが大きな問題だった」と指摘。「宮城では道路が比較的早く通ったが、（海岸沿いの）気仙沼は届くのが遅かった。岩手はもっと広く、海岸まで辿り着くのに時間がかかり、医師や医薬品が着くのが遅かった」と振り返った。津波による被害や港の損壊もあり、船舶がすべての解決策になるわけではないが、今後は航路の確保も選択肢に入れて「あのときの教訓を糧に、どのような配送を行うべきか再検討すべき」と訴えた。

国や関係機関などが保有する船舶は「最低2隻もつことが重要」と主張。長年、課題視されてきた「平常時の活用策」として、海外の災害対応などの国際援助に用いる場合、残ったもう1隻が国内の災害に対応するバックアップ体制を敷けるとした。

今回の法律では、既存の船の転用や、民間での保有なども認めているが、仮に新たに船を建造する際には「高額なコスト」も課題となる。津島議員は「国の金だけでは建造できない。民間に資金拠出を呼びかける可能性もある」と説明。過去の試算などを踏まえ、全体で200億～300億円かかるとすれば「日本経済団体連合会の加盟企業などに、計50億円くらいをお願いするかもしれない」と予測し、さらに製薬企業には、「無償で薬を提供してもらおうということも大きな貢献だと思う」と話した。